広島県出産・子育で応援プラットフォーム構築業務委託に係る公募型プロポーザル仕様書

1 委託業務名

広島県出産・子育て応援プラットフォーム構築業務(以下、「本業務」という。)

2 業務の趣旨

広島県(以下、「県」という。)内の市町では、「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱」に基づき、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の給付を実施している。

本業務では、県内全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境に整備に向けて、市町の伴走型相談支援の更なる充実、市町における給付事務の効率化、妊婦・子育て世帯と地域との繋がりづくり等を実現することを目的として、出産・子育て応援給付金の給付に係る広域的なプラットフォーム(以下、「プラットフォーム」という。)を県が主体となり構築する。

このため、その手法等について、公募型プロポーザルにより県にとって最も有利で効果的な手法を選定する。

3 実施期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

※プラットフォーム利用開始時期:令和6年4月1日

4 利用対象市町及び利用対象者数(想定)

利用対象市町(想定): 県内17市町

利用対象者数 (想定): 出産応援ギフト…17,000 名程度、子育て応援ギフト…17,000 名程度 ※プラットフォーム利用開始 (令和6年4月1日) 時点における想定数であり、増減する可能性がある。なお、利用開始以降も準備の整った市町から順次導入する予定。

5 業務の内容

(1)システムの構築等

次の要件を満たすシステムを構築すること。なお、構築するシステムについては、WEBカタログに掲載された商品・サービス(以下、「商品等」という。)から、利用対象者が希望するものを選択し、付与されたポイントの範囲内で自由に交換する形式(いわゆる「WEBカタログギフトサイト形式」)を想定し、商品等を特定せずに事業者の店舗やECサイト等で利用可能なギフトカードやポイント等に交換する形式(いわゆる「ポイント交換サイト形式」)は想定しない。ただし、WEBカタログ上に掲載する商品等の一種としてサービス券・金券を選択することは差し支えない。

ア ID等の支給

- ・WEBサイトの利用に係るIDとパスワード(以下、「ID等」という。)を利用対象者ごとに支給する。なお、サイトの利用はID等を支給された者に限る。
- ・WEBサイトへのアクセスコード(二次元コードとURL)とID等が記載されたギフトコードを市町に発行すること。なお、市町から利用対象者への独自のメッセージを添えられるようにす

ること。

・ギフトコードの支給状況について、市町が管理番号等により管理できること。

イ ポイントの付与

- ・出産応援ギフトは妊婦に対して一人当たり 50,000 ポイント (1ポイント=1円相当)、子育で 応援ギフトは対象児童を養育する者に対して当該児童一人当たり 50,000 ポイントを付与すること。
- ・県又は市町が上乗せでギフトを支給する場合には、追加でポイントが付与できる機能を有する こと。なお、当該上乗せポイントについては市町もしくは受託者の管理画面において出産応援ギ フト及び子育て応援ギフトと分けて管理すること。
- ・出産応援ギフト及び子育て応援ギフト(県又は市町による上乗せギフトを含む)の利用対象者が同一人の場合又は同一世帯の構成員であることが明らかな場合は、希望に応じて、それぞれのポイントを合算して使用できるようにすること。
- ・ポイントには有効期限を設定すること。なお、期間については県と協議の上決定する。
- ・利用対象者が付与される全てのポイントを使い切れるようにするための工夫を企画提案すること。
- ・利用対象者にポイントの残余がある場合、メール送付や電話連絡等により有効期限を通知する こと(ただし、メールアドレスや電話番号等の登録がない利用対象者にあってはこの限りでな い。)。なお、通知方法及びタイミングについては企画提案事項とする。
- ・有効期限到来時に未使用のポイントがあった場合においては、本人に商品等の送付や現金での 環付は不要とする。

ウ WEBサイトの構築

(ア) 端末要件

- ・Windows10 以上、macOSv11 以上、iOS14 以上及び Android11 以上の端末に対応すること。また、各 OS のメジャーアップデートに対応すること。
- ・Web ブラウザ (Microsoft Edge 及び Google Chrome) の最新バージョンで動作すること。

(イ)機能要件

- ・WEBサイトの容量は、年間最大延べ8万人が利用することを想定して、アクセス集中によるサーバーダウン等が生じることのないよう、1日当たり及び1時間当たりのアクセス見込みに応じた適切な容量を確保すること。
- ・利用対象者は商品等選択前にWEBサイト上で、次のa~fの個人情報の登録を必須とすること。 なお、fに記載の事項が既に登録済の情報と重複する場合は登録ができないようにするなど、同 一の利用対象者による二重申請を防ぐための対策を講じること。
 - a 妊婦又は養育者及び世帯主の氏名、続柄、生年月日(二欄設けること。)
 - b 対象児童の氏名・生年月日(子育て応援ギフトの場合)
 - c 住所
 - d 電話番号(二欄設けること。)
 - e 連絡先メールアドレス
 - f 母子健康手帳の交付を受けた自治体名・交付年度・交付番号

- ・上記の個人情報のうち、c~e については利用対象者による事後的な変更を可能とすること。なお、受託者の管理画面において変更履歴を保持できること。
- ・第三者による不正利用を防止するため、パスワード等による認証機能を有すること。
- ・利用対象者以外の者による不正利用等を防ぐため、利用者が個人情報の登録を行った後に、市町がシステム上で利用承認することでポイントが有効化されるようにするなど、効果的かつ事務 負担の少ない仕組みを設定すること。なお、具体的な仕組みについては企画提案事項とし、提案 内容を基に県と協議の上決定する。
- ・流産、死産、対象児童の死亡のほか、ギフトの二重支給が判明した場合等、特段の事情があると 判断される場合において、ギフトの給付方法の変更や給付の停止ができるよう、市町の管理画面 等において I Dを無効化できる設定にすること。
- ・WEBサイト上に県が指定する別サイト(県や市町の子育て支援等に係るサイト等)への外部リンクを掲載し、子育て支援情報等を利用対象者へ提供できるようにすること。
- ・利用対象者同士の情報交換や繋がりづくりに資する機能があれば企画提案すること。

(ウ) 保守要件

- ・本サイトの保守を円滑に実行するため、電話、電子メール等による受付窓口を有した保守体制 (サポート体制)を整備すること。トラブルの内容によっては、休日、夜間の対応もすること。
- ・保守体制、連絡体制(夜間、休日の連絡先を含む)及び担当者氏名について書面で提出すること。 また、体制等に変更があった場合は、速やかに再提出すること。
- ・障害等が生じた場合は、利用者や県の通報等に対して適切な対応を行うとともに、各ベンダーと 連携し障害対応を行い、できるだけ速やかに復旧作業を開始し、終了後に報告書を提出すること。
- ・故障等による停止が長時間にわたる場合は、受託者において代替機等を確保し、運用すること。 また、適切な監視・維持管理を行うこと。
- ・本コンテンツの制作・運用に当たっては、県との窓口となる担当ディレクターを指定し、県から の相談等に対応すること。

(エ) 情報セキュリティ要件

- ・情報セキュリティ上、問題を発生させるおそれのある機器及びソフトウェアを使用しないこと。
- ・既知のセキュリティホールやバグ等については、すべて対策を講じること。
- ・セキュリティ上の脅威が検知された場合に、運営担当者に通知できる仕組みを構築すること。
- ・コンピューターウィルス対策等、適切な不正プログラム対策を講じ、ウィルスからの防御、データの漏えい、不正侵入の防止、データ改ざんの防止、Web アプリケーションファイアウォール (WAF) 等のセキュリティ対策を十分に施すこと。
- ・適切な不正アクセス対策として、既知の攻撃に対して対策を行うほか、URL に付随するパラメーター値については、容易に推測できないようにすること。
- ・Web サイトシステムの情報セキュリティ対策として、SQL インジェクションやクロスサイト・スクリプティング、バッファオーバーフローなどの脆弱性対応を十分考慮した設計を行い、独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンター(IPA)が示す「安全なウェブサイトの作り方(改訂第7版)」を基準とし導入すること。

・全ページ 常時 SSL 対応になっていること 。 SSL の更新手続きは受託者が責任をもって行うこ

(オ) バックアップ・リカバリー要件

- ・本システムのデータ・バックアップは、サーバー内のハードディスク以外の、劣化・衝撃等への 耐性が高い外部記憶装置を使用すること。
- ・データ・バックアップ機能を有し、スケジュールに従って自動でバックアップが可能なこと。
- ・データベースについては、リカバリー要件に基づき、ジャーナルファイルも含めてバックアップを行うこと。
- ・バックアップデータの世代管理ができること
- ・障害時等にはバックアップ及びジャーナルファイルを用いて障害発生時点までのデータの回復 が可能なこと
- ・データベースについては、障害発生直前のバックアップ時点(前日夜)まで回復が可能なこと。 なお、バックアップ・リカバリー運用の詳細については、協議の上、決定する。
- ・バックアップデータの保管について、情報漏えい防止策を実施すること。
- ・バックアップデータについて、ランサムウェア対策を実施すること。

エ カタログ掲載商品等の配送・管理

- ・受託者は、利用対象者からの発注に基づき、各家庭への配送を行うこと。配送受託者は、利用対象者からの発注に基づき、各家庭への配送を行うこと。配送は、原則として発注を受理してから概ね2週間以内、もしくは予めカタログ上に示した発送時期に利用対象者へ商品等を発送すること。
- ・配送物が本事業に係るものだと分かるよう、本事業に係る配送物である旨及び(3)アに定める 問合せ窓口を送り状等に明記すること。
- ・里帰り出産等の事情を考慮し、住所地のほかに1か所以上配送先を登録できるようにすること。
- ・届け日指定をできるようにすること。加えて、同時注文分の配送物は、発注のあったものを可能 な限り一つにまとめて送ること。
- ・特段の理由により、掲載商品等の発送が著しく遅れる場合は、事前に当該利用対象者へ発送時期 を連絡し、了承を得ること。また、消費期限の短い離乳食等、時間の経過によって価値が著しく 損なわれるものについては、利用対象者へ適切に届くよう配慮すること。
- ・商品等の発送について、利用対象者の都合による転送は原則行わない措置を講じること。また、 商品等の輸送中における破損や紛失に対し、保障が受けられる発送方法とすること。
- ・商品等の配送時に、必要に応じて子育て関連情報が掲載された広報物を同梱すること。ただし、 産地直送商品等はこの限りではない。

オ ポイント記録の管理

- ・利用対象者単位でポイントの付与履歴(ギフトの種類別)及び交換履歴(カテゴリ別・品目別)を記録、管理すること。
- ・各市町もしくは受託者の管理者画面等から、自市町でギフトを支給した利用対象者に係る上記 の履歴が確認できるようにすること。
- ・上記の履歴について、ギフトを付与した市町別で集計し、県及び各市町へ月次で報告すること。

(2) WEBカタログの作成

次の要件を満たすWEBカタログを作成すること。

- ア 商品等は定価ベースで1千円(ポイント)から100千円(ポイント)相当の複数商品を掲載すること。価格設定に当たっては、利用対象者が付与される全てのポイントを使い切れるように、原則として1千円(ポイント)単位又は5千円(ポイント)単位とすることを想定しているが、これによりがたい場合はその理由と併せて企画提案すること。また、市場価格との乖離が生じないよう調達コストの縮減に努めることとし、そのための具体策を企画提案すること。
- イ 各商品等の価格は、税込かつ送料込とし、請求額と同額とすること。また、保有ポイント範囲内 であれば複数回発注を行うことが出来るようにすること。
- ウ 別紙「WEBカタログ掲載商品・サービス」を踏まえ、掲載する商品等の案を企画提案すること。 また、利用対象者が任意に選択できるよう十分な選択肢を用意すること。なお、同じ商品等のサイズ・量目・セット組違いは全体で1点とする。
- エ 商品等の選定に当たっては、汎用的な商品等だけでなく、利用対象者が地域と繋がるきっかけづくりとなるような商品等や利用対象者の思い出に残るような商品等を開発・掲載することとし、具体的な開発手法及び想定される商品等の案について企画提案すること。ただし、掲載する商品等は出産・子育てに関するものに限る。
- オ 掲載する商品等は数量において、安定供給が可能であり、季節ごとの入れ替えなど、必要に応じて変更等に対応できるものとすること。万が一、契約期間中に商品等の調達が困難となった場合は、同程度の商品等を代替品として掲載すること。
- カ 利用対象者向けのアンケートや購入実績データのほか、問合せ窓口に寄せられた意見等を分析 し、掲載する商品等の見直しを実施すること。なお、掲載する商品等の変更に当たっては、事前に 県と協議すること。具体的な見直しの方向性やスケジュールについては企画提案事項とする。
- キ WEBカタログでは、商品等を品目、対象月齢、ポイント数で分類し、表示するなど、選びやすく見やすいカテゴリ分けにすること。
- ク 金券・ギフト券の交換対象は出産・子育でに関する商品やサービスに限定すること。なお、金 券・ギフト券の金額とポイントは同額とすること。
- ケ 育児用品は0歳児から2歳児向けの商品等を用意すること。
- コ アルコール類・たばこ等、妊婦・子育て支援として不適切な商品や、資産形成価値の高い商品、 内祝い等子育でに資さない商品は掲載しないこと。
- サ 商品等は、妊婦及び出生した児童が取り扱うことを念頭に、次の事項を参照し、品質において安心・安全を保証するものとする。
 - ・食料品は、最低でも発送日から1週間以上の消費期限が保証されること。
 - ・離乳食等の食品は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づき、品質の確保に努めるとと もに、発送手段等を考慮し、最低でも発送日から60日以上の消費期限を保証すること。
 - ・ベビーカー・ベビーシート等は、SG認証(日本)、EN1888-2(欧州)又はそれに準ずる規格 を取得していること。
- シ 流産、死産、対象児童の死亡の場合にもギフトの利用が可能となるように、家事・生活用品等の

商品等も掲載すること。

ス 外国籍の方等が対象になる場合も想定し、ギフト内容について宗教的配慮を行うこと。

(3) 実施体制の確保

- ア 受託者は、問合せ窓口を設置し、利用対象者及び県・市町職員からの問合せ等(カタログ内容への質問、配送等の手続きに係る質問、外国人やスマートフォン等を持たない方への対応、紙媒体カタログの希望者への送付等)に対応できる体制を構築すること。なお、問合せ窓口の体制(開設時間・人員配置・サービスレベル等)については企画提案事項とする。
- イ 利用対象者がWEBサイトから発注できない場合や紙媒体での配布を希望する場合には、問合せ窓口で個別に受付をした上で、紙媒体のカタログと発注用はがき、アンケート用紙を送付し、対応すること。その際、発注用はがきには、個人情報保護シールを添付すること。なお、紙媒体のカタログの配布・発注に係る郵送費用は受託者の負担によること。

(4) 運用マニュアルの整備及び職員向け研修・試行運用

- ア I D等の交付からサイトへの登録、商品等の配送までのプラットフォーム全体に係る業務フロー等を記載した運用マニュアルを作成すること。また、管理者および利用者向けにサイトの操作手順や機能を示した説明書をそれぞれ作成すること。
- イ 必要に応じて、運用マニュアルを利用した職員研修を実施するほか、デモサイト等を利用した試 行運用を実施するなど、円滑にシステムの利用を開始するための取組を実施すること。

(5) 広報・プロモーション

利用対象者が制度の概要やサイトの操作方法等を理解し、全てのポイントを有効期限内に必要な商品等と交換できるようにすることができるよう、妊婦・子育て家庭を主なターゲットとした効果的な広報・プロモーション方策について企画提案すること。なお、ア及びイに係る経費はプラットフォームの構築経費に含むものとし、ウに係る経費はプラットフォームの運用経費に含むものとする。

KPI:利用対象者のうちポイントが付与された者の割合 99%

付与されたポイントの全てを商品等と交換した利用対象者の割合 99%

※いずれもやむを得ない事情により現金等別の手法での給付に代えた者は除く

- ア 現金等による給付からの円滑な移行を図ることを目的として、プラットフォームの利用開始に 先立って、事業の目的やプラットフォームの概要等を広く発信するための広報物(ポスター等)の デザイン及び原稿作成を行うこと。
- イ 利用対象者が混乱なくプラットフォームを利用できるようにすることを目的として、システム の稼働後に利用対象者に配布し、事業の目的やシステムの操作方法、具体的な活用場面等を分かり やすく発信するための広報物(リーフレット等)のデザイン及び原稿作成を行うこと。
- ウ ア及びイで作成した広報ツールについて、必要に応じて印刷・配布するほか、適宜広報内容の見 直しを行うこと。

(6) アンケートの収集・分析

- ア WEBサイト上で利用対象者が個人情報を登録する際に、県が指定する子育てニーズ等把握の ためのアンケート(必須回答)の取得ができるようにすること。その他、県からの依頼に応じて、 年2回程度アンケート(任意回答)を実施すること。
- イ 回答結果を集計・分析した資料を作成し、ローデータ (CSV 形式又はエクセル形式) とともに月 次で県に報告すること。

(7) その他自由提案

- ア 上記(1)から(6)に記載の業務は、県が最低限必要と考えているものである。本公募型プロポーザルの参加者は、その専門的な知見やこれまでの類似業務で蓄積したノウハウを活かして、本業務の目的の達成に資する事項があれば、経費の範囲内で積極的な提案を行うこと。
- イ 提案に当たっては、プラットフォームが単なる商品等の交換用のシステムに留まらず、県内の妊婦・子育て家庭のつながりづくりを応援するものとなるよう、付加価値を高めることに留意すること。

6 基本的事項

本公募型プロポーザルの参加者は、次の条件を満たすこと。

- (1) 本仕様書に定める業務を契約期間中確実に履行すること。
- (2) 県との意思疎通が十分可能な体制を確立すること。
- (3) 情報セキュリティについて、5 (1) ウ(エ) 「情報セキュリティ要件」のほか、別記「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。
- (4) 本業務で取り扱う個人情報について、別記「個人情報取扱特記事項」のほか、個人情報の保護に 関する法令等を遵守すること。
- (5) トラブル等発生時の危機管理体制を確立すること。
- (6) 本業務で取り扱う個人情報について、クラウドサービス上で扱う際は ISMAP クラウドサービスリストに登録されているサービスを利用すること。
- (7) 個人情報をクラウドサービス上に保存する際は、日本国内法が適用される場所に保管されること (日本国内リージョン)。

7 提案内容

本仕様書のほか、別紙「提案書作成要領」及び「評価基準」を踏まえて提案書を作成すること。なお、本業務における一般管理費は、人件費と事業費(直接経費)の合計額の10%以内の計上とすること。

8 SLA (確保されるべきサービスの水準)

プラットフォームで使用するシステムに係るSLAについては次のとおりとする。

(1)本公募型プロポーザルの参加者は、確保されるべきサービスの水準について、次に示す「サービス 品質基準(例)」を踏まえて提案すること。なお、最終的な内容については、提案内容を基に県と 協議の上で定める。

サービス品質基準 (例)

| サービスレベル項目 | | 内 容 | 基準値(例) |
|-----------------------|-------|------------------|--------------------|
| システム | 稼働時間 | サービス提供時間 | 365 日 24 時間 |
| の可用性 | | | (計画停止を除く。) |
| 計画停止 | | 定期点検等のために計画的 | 月 24 時間以内 |
| | | にシステムを停止する時間 | |
| | 稼働率 | 年間総稼働時間から計画停 | 年 99.8 パーセント以上 |
| | | 止期間を控除したシステム | |
| | | 稼働時間のうち、計画外停 | |
| | | 止期間を差し引いた稼働時 | |
| | | 間の割合 | |
| システム | ウィルス定 | 公表からウィルス定義ファ | ウィルスソフトベンダーによる |
| の信頼性義ファイル の更新セキュリテ | | イル更新までの時間 | ウィルス定義ファイル提供後 24 |
| | | | 時間以内 |
| | | 公表からセキュリティパッ | 3日以内 |
| | イパッチの | チ適用方針を決定し、報告 | |
| 適用方針 障害の報告 | | するまでの時間 | |
| | | 障害の検知から、報告する | 1時間以內 |
| | | までの時間 | |
| | 障害復旧予 | 障害の検知から、復旧予定 | 4時間以內 |
| | 定時刻の報 | 時間を報告するまでの時間 | |
| | 告 | | |
| | 障害の復旧 | 障害の検知から、復旧回復 | 95 パーセントが 6 時間以内に復 |
| | 回復時間 | までの時間 | 旧 |
| | リカバリー | 障害発生時の復旧が可能な | 障害発生時直前の最終バックア |
| | ポイント | 基点 | ップ時点 |
| システム | オンライン | 内部ネットワーク内におけ | 95 パーセント以上 |
| の性能 | 応答時間厳 | る静的ページ(100KB 以内) | |
| | 守 | の画面遷移に要する時間が | |
| | | 平均3秒以内である割合 | |

- (2) SLAの項目及び基準値は、必要に応じ、協議して見直すことができる。
- (3) 受託者は、SLAの達成状況について月次でモニタリングし、その結果を県に報告する。ただし、 セキュリティや障害に関する事項については、随時報告すること。
- (4) SLAが達成されない場合、(3) による報告を行う際に、原因と責任を明確にして報告するとともに、その改善策を提示し再発防止に努めるものとする。また、その対応が完了するまでの間は継続的に状況について報告するものとする。

9 関係経費

プラットフォームに係る経費については次のとおりとする。なお、(2)及び(3)に係る請求及び 支払方法等については、県・市町・受託者間で別途締結する協定書等により定める。

本公募型プロポーザルにおいては(1)に係る費用の見積書を提出するとともに、(3)に係る費用 (利用対象市町:17市町、利用対象者:34,000人を想定した年額)及び(4)に係る費用(1市町当 たり)の見込について企画提案書中で明示すること。なお、(3)に係る費用については国交付要綱における基準額(利用対象者 100 人当たり 80 千円)を参考に見積もること。

(1) プラットフォーム構築等経費

- ・システムの構築に係る経費
- ・参加店舗の募集、WEBカタログの作成に係る経費
- ・運用マニュアルの作成に係る経費
- ・職員研修、試行運用支援に係る経費
- ・システム稼働までのプロモーションに係る経費
- ・その他プラットフォームの構築に当たり必要な事項に係る経費
- (2) 出産応援ギフト及び子育て応援ギフト経費
 - ・市町が給付する出産応援ギフト及び子育て応援ギフトに係る経費(利用対象者1人当たり5万円)
- ※ギフト経費の精算方法について、現時点では先払い形式(有効化されたID1つにつき5万円を受注者に一括で支払い、有効期限満了後に未換金相当額を返還する形式)を想定しているが、今後の調整により変更となる可能性がある。

(3) プラットフォーム運用経費

- ・システムの運用保守に係る経費
- ID等の支給、ポイントの付与に係る経費
- ・利用者及び市町職員からの問い合わせ対応に係る経費
- ・システム稼働後のプロモーションに係る経費
- ・利用者アンケートの収集、分析に係る経費
- ・購入実績の集計報告、県への請求事務に係る経費
- ・参加店舗及び掲載商品等の見直しに係る経費
- ・その他プラットフォームの運営に当たり必要な経常的経費

(4) 市町追加対応経費

・システム利用開始後、新たな市町を追加する際に生じるシステム改修等の導入経費

10 スケジュール

下記の想定スケジュールを踏まえ、具体的なスケジュールを企画提案すること。

| 令和5年9月 | 委託契約の締結 | |
|--------|-------------------------------|--|
| | システムの構築、WEBカタログの作成(商品等の開発を含む) | |
| 令和6年2月 | システム構築完了 | |
| 3月 | 稼働準備(職員向け研修・試行運用 等) | |
| 4月 | プラットフォーム利用開始 | |

WEBカタログ掲載商品・サービス

| カテゴリ | 点数 (目安) | 商品・サービスの例(参考) |
|--------------|---------|------------------------------|
| 家事・育児サービス | 20 点以上 | 家事支援・育児支援サービス、ベビーシッター、育児用品レ |
| 3/ F F/L/ C/ | | ンタルサービス、宅食サービス 等 |
| | 30 点以上 | マタニティウェア、妊婦用下着、産褥ショーツ、産後の補正 |
| 妊娠・出産関連用品 | | 下着、授乳用下着、骨盤ベルト、授乳クッション、授乳パジ |
| | | ヤマ等 |
| 乳幼児衣料品 | 30 点以上 | 肌着、ロンパース、靴下、スタイ、ガーゼ 等 |
| 育児消耗品 | 30 点以上 | ミルク、離乳食、おむつ、おしりふき 等 |
| 玩具等 | 30 点以上 | 知育玩具、乗用玩具、絵本等 |
| 育児日用品 | 30 点以上 | ベビーカー、チャイルドシート、抱っこ紐、ベビーチェア、 |
| 月九日/市市 | 90 凉丛工 | ベビーベッド、マザーズバッグ、哺乳瓶、食器 等 |
| 多胎児用品 | 10 点以上 | 多胎児用ベビーカー、多胎児用抱っこ紐 等 |
| 家事・育児生活支援品 | 30 点以上 | ベビーモニター、空気清浄機、ブレンダー、掃除ロボット、 |
| 水事 自儿生佰又饭吅 | | 時短家電、生活雑貨 等 |
| 衛生資材 | 10 点以上 | スキンケア用品、消毒用品、タオル 等 |
| サービス利用券 | 10 点以上 | タクシー利用券、撮影券、エステ利用券 等 |
| 金券・ギフト券 | 1点以上 | 主に子育てに関する商品やサービスに利用されるもの |
| 立分・イノド分 | | ※酒やたばこ等、事業趣旨にそぐわないものは利用対象外 |
| その他 | 30 点以上 | 出産・子育てに関わるもの全般 |
| | | ※利用対象者が地域と繋がるきっかけづくりとなるような |
| | | 商品・サービスや利用対象者の思い出に残るような商品・ |
| 高付加価値 | | サービスを開発・掲載すること |
| 商品・サービス | 40 点以上 | ※全市町で共通のラインナップを掲載する想定(特定の市 |
| Luinn à CV | | 町村でのみ利用できるサービスを掲載する場合は、当該 |
| | | 市町村に居住していない利用対象者が閲覧・交換できな |
| | | い仕組みとすることが望ましい) |
| 合計 | 300 点以上 | |

注1:上記のカテゴリ及び掲載点数を参考に、掲載する商品等の案を企画提案すること。なお、金券・ ギフト券により利用可能な商品等の点数を、本WEBカタログに掲載が必要な商品等の点数とし て計上して差し支えない。

注2:上記のカテゴリや商品・サービスには、寄付・募金は除くこと。

注3:上記のカテゴリや商品・サービスには、市町が実施主体として提供するサービス(産後ケア・ー 時預かり等)に係る自己負担額は除くこと。

注4:上記事項にないカテゴリ等をWEBカタログに掲載する場合には、事前に県に協議すること。